

認可外保育施設の 利用料の 補助 について

(令和5年度から変わります)

三木市教育委員会 教育・保育課

認可外保育施設の利用料の補助について、令和5年度以降は補助制度が3種類となります。施設の状況や保護者の状況（就労の有無等）により利用できる制度が異なりますが、事前に手続き（認定申請）が必要な場合がありますので、ご注意ください。

補助制度一覧

保護者の状況	保育認定あり（2・3号）		保育認定なし	
	国の無償化対象施設	左記以外	多様事業	左記以外
3～5歳児	施設等利用給付(新2号)	市補助	多様補助	市補助
0～2歳児 (非課税世帯)	施設等利用給付(新3号)	市補助	補助対象外	
0～2歳児 (課税世帯)	市補助			

※多様事業：多様な集団活動事業（現時点で対象となるのは市内では「ホザナ園(3～5歳児)」のみです）

※市補助：三木市認可外保育施設利用料補助金

※多様補助：多様な集団活動事業の利用支援事業

※「施設等利用給付」と「多様な集団活動の利用支援事業」については、施設がその対象であることの確認・決定を受けており、保護者が申請可能であれば、そちらを優先し補助します（市補助不可）。

※一人の子どもが複数の補助を重複して受けることはできません。

施設等利用給付費（国の無償化）について

【給付対象者】 以下のすべての条件を満たす必要があります。

- 保護者と子どもが三木市民で3～5歳児または住民税非課税世帯の0～2歳児
※ 3歳児とは：4月1日時点で3歳になっている子どものことをいいます。
- 認可保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育施設等）や私立・国立幼稚園に**在籍がない**こと（在籍施設に預かり保育がない場合は申請可能ですが、補助上限額が異なります。）
- 子どもの父母が、就労、疾病、看護、同居家族の介護、妊娠・出産、就学等の事由により、**保育の必要性の認定（新2号・新3号）**を受けていること（日を遡って認定を受けることはできません。）

【給付上限額】

- 3～5歳児：月額37,000円まで
- 0～2歳児（住民税非課税世帯）：月額42,000円まで

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、育児ファミリー・サポート・センター
(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県への事業開始の届出及び**市区町村に無償化施設となる申請をし、国が定める基準を満たす施設**です。病院内保育所等の事業所内保育所も条件を満たす場合は対象です。
- 複数の事業を利用する場合、月額利用料を合算して請求することができます。
- 企業主導型保育施設は、施設等利用給付の対象ではありません。

多様な集団活動事業の利用支援事業について

【補助の対象者】 以下のすべての条件を満たす必要があります。

- 教育・保育給付認定（1号）を受けていること
- 保護者と子どもが補助対象月の初日に三木市民で、子どもが3～5歳児であること
※ 3歳児とは：4月1日時点で3歳になっている子どものことをいいます。
- 施設等利用給付や三木市認可外保育施設利用料補助を受けていないこと
- 認可施設（認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育施設等）に在籍していないこと
- 補助対象の施設（企業主導型保育事業を除く）を利用していること

【補助上限額】

- 3～5歳児：月額25,700円まで

【対象となる施設】

- 「多様な集団活動事業の利用支援事業」の対象施設として決定を受けている施設
(現時点で対象となるのは市内では「ホザナ園(3～5歳児)」のみです)

三木市認可外保育施設利用料補助金について

【補助の対象者】 以下のすべての条件を満たす必要があります。

- 教育・保育給付認定（1号、2号、3号のいずれか）を受けていること
- 保護者と子どもが補助対象月の初日に三木市民であること
- 施設等利用給付や多様な集団活動事業の利用者支援事業補助を受けていないこと
- 教育・保育給付を受けていない（幼稚園、保育所、認定こども園等認可保育施設に在籍していない）こと

【補助上限額】

- 3～5歳児：1号認定児童・・・月額25,700円まで、2号認定児童・・・月額37,000円まで
0～2歳児（2・3号認定児童のみ）：月額利用料の半額（上限21,000円）
※ 保育要件のない0～2歳児の利用料は、補助の対象にはなりません。
※ 認可外保育施設以外の事業（一時預かり等）の利用料は、補助の対象にはなりません。
※ ひょうご保育料軽減事業（認可外）の対象の場合は、補助上限額との差額を補助します。

【対象となる施設】

- 都道府県等に認可外保育施設として登録があること（病院内保育所等、事業所内保育所や企業主導型保育事業やベビーシッターも届出があれば対象です。）
※ 「多様な集団活動事業の利用支援事業」の対象施設として決定を受けている施設は対象外です。